

企画環境委員会会議記録（第2号）

令和5年 6月30日

福島県議会

1 日時

令和5年 6月30日（金曜）

午前 10時59分 開議

午前 11時49分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長 高宮 光 敏

副委員長 佐藤 郁 雄

委員 青木 稔

委員 宮下 雅 志

委員 円谷 健 市

委員 紺野 長 人

委員 星 公 正

委員 吉田 英 策

委員 伊藤 達 也

委員 佐々木 恵 寿

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

これより生活環境部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課大竹主査である。

政務調査課深谷主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（次長以上の新任者自己紹介）

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第22号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

(別紙「6月県議会定例会企画環境委員会生活環境部長説明要旨」により説明)

高宮光敏委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

吉田英策委員

福島県省エネ家電購入応援事業について聞く。この事業はエアコンやエコキュートなどの購入に係る支援で、県民からは大変好評だったと聞いているが、本年4月17日に打ち切ったことで様々な混乱が生じたようである。7月まで実施予定だったにもかかわらず、4月17日に打ち切った理由を聞く。

環境共生課長

この事業は、電気代などエネルギー価格が高騰していることから、省エネルギー性能の高い家電の購入を支援することにより、家庭における電気料の中長期的な負担軽減や二酸化炭素の排出削減を図ることを目的として、国が創設した臨時交付金を活用して実施したものである。本年2月27日からポイント等の交付申請を開始し、7月まで実施する予定だったが、想定以上に多くの県民が活用し、4月17日にポイ

ント等の申請額が予算額に達する見込みとなったため、同日をもって申請受付を終了したところである。早期の終了となってしまい、ポイント等の交付を期待していた県民には申し訳ないと思っているが、事業開始当初から、予算の上限に達し次第、予定より早めに終了することについては周知していた。電気料金が非常に高騰している中、省エネ家電の買替えは家計の中長期的な負担軽減や二酸化炭素の排出削減にもつながることから、県としては、関係団体等とも連携しながら、買替えの効果などを分かりやすく説明し、引き続き家庭における省エネルギーの推進に取り組んでいきたい。

吉田英策委員

それだけ好評だったということだと思うが、福島県電機商工組合からの陳情によると、事前説明会の際に終了時には前もって猶予期間を設けて周知するとの説明があったものの、突然打ち切られたとのことである。猶予期間を設けての周知は不十分だったということか。

環境共生課長

4月に入り急激に申請件数が多くなったこと、また、あらかじめ受付終了日を周知すると駆け込みの購入や申請が殺到し、結果的にポイントが交付されない者がより多くなることが想定されたため、申し訳ないが、この日限りという案内をして終了したところである。

吉田英策委員

事前の周知が徹底されなかったことは事実だと思う。エコキュートは結構値段も張り、工事も電気店だけでは行えず業者に委託しているため、突然の打ち切りによって様々な混乱が生じ、客から電気店の責任を迫及されることもあったそうである。そのような混乱についてはどのように考えているのか。

環境共生課長

この事業については、ポイントの受け取りのみを目的とした購入後のキャンセルや転売など不正行為を防ぐため、購入時にポイント交付申請チケットを配付し、設置後に申請してもらう制度としていた。そのため、購入後に設置を待っている間に事業が終了し、ポイント交付を受けることができなかった者に対しては申し訳なく思うが、申請チケットはポイント交付を約束するものではないこと、予算の上限に達したら終了することについてはあらかじめ周知しており、それらのことを理解し

でもらった上で事業に参加してもらったものと認識している。

吉田英策委員

エアコンやLED照明器具などについては電気店でもすぐに対応できると思うが、エコキュートについては業者に発注してからもそれなりの期間を要するため、やはり猶予期間を設けた事前の周知徹底が必要だったと思う。県民からは好評な事業であったため、ぜひ再開を検討してほしいが、どうか。

環境共生課長

今回は国の交付金という特別な財源を活用して実施したが、事業を実施するに当たっても財源の確保はなかなか難しいため、繰り返しになるが、関係団体と連携しながら、省エネ家電の買替えが家計の負担軽減や二酸化炭素の排出削減につながることを周知していきたい。

吉田英策委員

国の交付金には、省エネ家電の買替え支援に使える項目が引き続き残っていると思うが、どうか。

環境共生課長

委員指摘のとおり、追加で交付されている臨時交付金の推奨メニューの中に、省エネ家電の買替え促進が入っているが、推奨メニューに掲載されていても財源が無尽蔵にあるわけではなく、今回の補正予算に計上されている事業を見ると、生活困窮者への支援や、これまで支援がなされていなかったLPガス使用者への新たな支援などに充当されている。今後様々な状況を踏まえて判断していきたいと思うが、今すぐ再開することは現時点では考えていない。

吉田英策委員

再開を希望して、次の質問に入る。

注射器などの医療廃棄物は現在どのように処理されているのか。

一般廃棄物課長

医療廃棄物については、感染性廃棄物であれば焼却処理を行うなど、内容に応じて、各病院において委託業者等を通じて適正に処理しているものと認識している。

吉田英策委員

ほとんどが焼却処理されていると思うが、県内には医療廃棄物の焼却処理施設はどの程度あるのか。

一般廃棄物課長

医療廃棄物専門の焼却処理施設の数は把握していない。

吉田英策委員

医療廃棄物は、専門の焼却処理施設ではなく一般ごみの焼却処理施設で処理できると理解してよいか。

一般廃棄物課長

廃棄物処理法上は一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設に分かれており、搬入する際にマニフェスト等で一般廃棄物か産業廃棄物かを区分した上で、それぞれ適正に処理されることとなっている。

吉田英策委員

現在いわき市において、主に医療廃棄物を扱う処理施設の建設計画があるが、医療廃棄物を焼却することによる周辺環境への影響については、現在のところ心配する必要はないのか。

産業廃棄物課長

産業廃棄物全体として、周辺環境に影響のない適正処理を行うよう処理業者に対して指導しており、医療廃棄物についても同様に指導している。

吉田英策委員

これまでに住民とのトラブルの事例はあるのか。

産業廃棄物課長

そのような事例は把握していない。

吉田英策委員

生活環境に影響するようなものについては、やはり監視やチェックが必要だと思うので、よろしく願う。

次に、部長説明において、磐越東線の協議会を発足したとの話があったが、具体的にどのように進めていくのか。

生活交通課長

磐越東線の協議会については、沿線5市町と県を構成員として今年3月に立ち上げたところである。首長による親会議、課長級による幹事会、若手職員によるワーキングチームを設置し、様々な利活用のアイデアについて議論している。来年度の本格実施を目指して現在議論しているが、今年度中に実施できるものがあれば早速

実施していきたいと考えている。

吉田英策委員

地域住民の声をどのように吸い上げ、協議会の議論に反映させるのか。

生活交通課長

現在は自治体を中心に議論しているが、いずれは住民も交えたワークショップなども開催し、沿線の住民の声を拾っていきたいと考えている。

吉田英策委員

磐越東線の小川郷駅の駅舎は築100年がたち、現在建て替えの話が進んでいるが、この建て替えに県や住民の意見は反映されるのか。

生活交通課長

小川郷駅の駅舎の問題については、いわき市、沿線の住民、JRとの間で幾度も協議を重ねてもらっているところである。現在のところ県は直接関わってはいないが、これから磐越東線の利活用を考える際にも駅舎の活用は重要な課題の一つであるため、情報共有しながら連携していきたいと考えている。

吉田英策委員

よろしく願う。駅の利用者には高齢者や障がい者もおり、バリアフリーが求められている。小川郷駅はホームに行くために地下を通過して急な階段を上る必要があり、多くの利用者から改善を求める声が出されている。改修を行うのはJRであるが、そのような住民の声を反映できるよう、ぜひ県からもJRに求めてほしい。

次に、パートナーシップ条例について聞く。今定例会の我が会派の一般質問でも、パートナーシップ条例を制定してはどうかと述べた。既に全国では16都府県で条例が制定され、320を超える自治体、人口では70%を超える自治体で条例が制定されている。市町村の意向を尊重するとの答弁だったが、県はパートナーシップ条例の制定についてどのように考えているのか。

男女共生課長

パートナーシップ制度については、現在、導入済みの都道府県が12で、今年度に導入予定のところや、都道府県内の全市町村が導入しているところを含めると委員指摘の16という数字になると思う。また、320を超える自治体が導入済みであるとの状況についても承知している。そのような中、本県においては、まず多様な性に対する理解を促進するため、講演会、セミナー、県男女共生センターでの相談事業、

学校との連携授業などに取り組んでいる状況である。その先として、パートナーシップ制度については、住民に身近な市町村の意向や機運を確認しながら検討すべきものと受け止めている。

吉田英策委員

現在、県内では富岡町と伊達市で条例制定の動きがあると聞いているが、課長が述べたとおり、現実にはやはり多様な性が存在するわけである。その中で、現在はまだまだ差別や偏見が横行しているのは事実であり、県も多様な性に対する理解の促進に取り組んでいるとのことだが、やはり県がパートナーシップ条例を制定すれば理解醸成は一層進むと思う。県による条例制定を急ぐ必要があると思うが、再度考えを聞く。

男女共生課長

誰もが等しく尊重され受容される社会の実現については、総合計画の部門別計画であるふくしま男女共同参画プランにも掲げている。パートナーシップ制度については市町村に先駆けて導入している都道府県もあると承知しているが、本県としては、やはり住民に最も身近な市町村の考えと足並みをそろえながら、社会全体として多様性を受容する社会づくりを進めていくべきとの考えの下、理解促進の取組を進めているところである。

吉田英策委員

市町村でそのような社会づくりが進むためにも、やはり県による条例制定が必要だと思うため、ぜひその方向で進めてほしい。

伊藤達也委員

阿武隈急行線在り方検討会について聞く。私は高校時代、自転車で通学しており、阿武隈急行線が開通したときは歓喜の声を上げた。度重なる地震などにより、地域住民の足としての必要性を強く感じた一方で、厳しい経営状況が続いている。検討会において抜本的な経営改善方策等について議論することのことだが、いつ頃までに方策を打ち出すのか。

生活交通課長

検討会においては、2年間かけて検討していきたいと考えている。2年間というのは、令和4年度の利用実績について見ると、コロナ禍の影響や地震災害で運休期間があり正しいデータが取れないため、5年度のデータを踏まえ、来年度、正式な

方策を決定したいと考えている。

伊藤達也委員

上下分離方式や本県と宮城県の経営の分離、民間人の活用、鉄道に付随する様々なサービスの活用など、しっかりと議論してもらい、住民の声も聞きながら進めてほしい。要望である。

紺野長人委員

部長説明において、県男女共生センターの指定管理者の募集について話があったが、指定管理者制度の根本的な弱点をどう担っていくかが課題であり、利用者との関係性も含めて事業の継続性をどのように確保するのか。また、職員の雇用をどのように確保するのか。次期指定管理者の選定に当たって、その辺りをどのように補完していくのか聞く。

男女共生課長

県男女共生センターについては、男女共同参画実現のための実践的活動拠点として、情報提供、研究開発、人材育成、交流の場としての機能が求められ、指定管理者はそれらの事業や管理運営事業を行う。委員指摘の事業の継続性については、これまでの事業は継続していくことを基本にしつつ、新たな課題等にも対応していく形での仕様書を現在検討しており、7月以降、有識者で構成する選定委員会の中で議論しながら進めていく。また、必要な職員の配置についても、しっかりと事業が実施できる人員体制を踏まえた仕様書にしていく考えである。

宮下雅志委員

今朝もテレビで放送されていたが、東急百貨店閉店セール of 偽サイトというものがあり、かなり巧妙で、消費者が被害に遭っているとのことである。そのほか、例えばNTTを装って電話で未納金の支払いを要求するなど、悪質な詐欺が最近目に余る状況であるが、県として消費者保護の観点でどのように対応しているのか。

消費生活課長

消費者トラブルが非常に増加しており、かなり悪質な手口が出ているところである。県としては、様々なパンフレットなどを使って普及啓発をしている。県消費生活センターの相談者の4割以上が高齢者であるため、高齢者に対しては実際に会って、出前講座のような形で注意すべき点などを直接伝えている。また、公式LINEアカウントなどを活用し、SNSなどでも広く発信をして注意を呼びかけ

ているところである。

宮下雅志委員

消費生活課のホームページを見ると、消費者への注意喚起として、かなり詳しく様々な事例が載っている。恐らく消費者からの実際の相談事例などを載せているのだと思うが、ぜひタイムリーな情報として周知してほしい。また、そのような状況に陥った消費者の頼れる場所として、警察に相談しようか迷ったときに県の相談窓口を選んでもらえるよう、ハードルを低くする広報も必要と思うが、その辺りの取組について聞く。

消費生活課長

例えば、毎週木曜日の福島民友に、「トラブルナビ」として直近の事例などを掲載している。また、委員指摘のとおりホームページを活用したり、高齢者や社会福祉協議会に発信する広報紙も発行している。引き続き周知に努めていきたい。

円谷健市委員

電気自動車の導入拡大について聞く。先般、電気自動車を県でも導入し、それに合わせて充電箇所の拡大を図るとの報道があった。電気自動車の導入拡大を進めていく上では、やはり充電箇所がないと利用者にとっても不便で、なかなか利用価値が上がらないと思うが、今後、どのようなスケジュールでどのようなところに充電設備を整備していくのか。

環境共生課長

委員指摘のとおり、電気自動車の普及に当たっては充電設備の整備も重要であることから、昨年度末に福島県電気自動車用充電設備等の整備方針を策定した。主に主要道路や観光地などにおいて電気自動車や充電設備の整備をしていこうとの目標を掲げ、現在県内には約500基の充電設備があるが、それを5倍に増やすとの整備方針である。充電設備の整備に当たっては、国の補助金を活用し、今年度立ち上げたカーボンニュートラル実現会議のメンバーとも調整を図りながら、整備を進めていきたい。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された請願2件のうち、先日審査した意見書の提出を求める請願を除く1件を議題とする。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた請願について、方向づけを尋ねる。

新規請願154号について各委員の意見を聞く。

佐々木恵寿委員

継続願う。

吉田英策委員

採択願う。

伊藤達也委員

継続願う。

紺野長人委員

継続願う。

高宮光敏委員長

新規請願154号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は7月4日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

7月4日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午前 11時49分 散会)